

## 東海市告示第88号

令和7年度東海市民間既存建築物吹付けアスベスト等対策費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花田勝重

### 令和7年度東海市民間既存建築物吹付けアスベスト等対策費補助金交付 要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、吹付けアスベスト等（建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいい、アスベスト及びアスベスト含有ロックウールに限る。）をいう。以下同じ。）の分析調査、除去等を行う者に対し、補助金を交付することにより、吹付けアスベスト等の飛散による市民の健康障害の予防を図り、もって生活環境の保全を促進することを目的とする。

#### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件（第1号ウ又はエに該当する者にあっては、第2号に掲げる要件を除く。）に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有する個人

イ 市内に事務所又は事業所を有する法人

ウ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条の規定により市内に存する区分所有住宅の管理を行う団体

エ 建物の区分所有等に関する法律第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

- (2) 次条に規定する補助対象建築物の所有者又は当該補助対象建築物の補助対象事業の実施に関し当該所有者の同意を得た居住者（同条に規定する補助対象事業の実施の費用を負担する者に限る。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあり、愛知県が管理するアスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されている建築物（解体予定建築物及び違反建築物を除く。）（以下「補助対象建築物」という。）に対して行う次に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象建築物に係る吹付けアスベスト等の含有の有無について、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基安化発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）及び「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（平成20年7月17日付け基安化発第0717003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達）により示された方法で建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。）が補助対象建築物1棟を単位として行う分析調査（以下「分析調査」という。）
- (2) 補助対象建築物に係る吹付けアスベスト等について、除去等の措置を講ずる事業で、次に掲げる要件に該当するもの（以下「除去等工事」という。）
  - ア 当該事業に携わる者の身体の保護及び一般大気中への吹付けアスベスト等の飛散防止対策を講ずるものであること。
  - イ 補助対象建築物が建築物の専有部分のみである場合は、当該補助対象建築物の他の専有部分について既に補助対象事業が実施されているときを除き、当該補助対象建築物の共用部分についても除去等の措置を講ずるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施及び調査設計計画に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 分析調査 補助対象経費の額又は25万円のいずれか低い額
- (2) 除去等工事 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は180万円のいずれか少ない額

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において、補助対象事業1種類につき1回限りとして交付する。ただし、補助対象事業に関し、その他補助金を受けている場合は、交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、令和7年4月15日から令和8年1月15日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者が分かる書類
- (3) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書
- (4) 補助対象事業の実施前の補助対象建築物の現況写真
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 暴力団員等でない旨の誓約書
- (7) 補助対象事業が除去等工事である場合は、配置図及び平面図
- (8) 申請者が補助対象建築物の所有者と異なる場合は、当該補助対象事業の実施に関し所有者の同意を得たことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額（補助金の額が確定前のものにあっては、補助金の内定額）の合計額が予算の範囲を超えたときは、前項の規定による申請を受理しないこ

とができる。

(補助金の変更申請)

第7条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第8条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、補助対象事業を中止しようとする場合には、中止届を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第10条 交付内定者は、補助対象事業を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和8年3月13日までのいずれか早い日までに、完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業の実施に係る領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施中及び実施後の補助対象建築物の現況写真
- (4) 補助対象事業が分析調査である場合は、分析調査の結果報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の完了届を受理したときは、必要に応じて、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により交付内定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 交付内定者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があつたとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。